

技術者資格確認書（入札参加資格審査申請用）

経審では、技術者の申請可能な業種が2業種までとなっているために、保有している資格等についてカウントされていない場合でも、入札参加資格審査申請では、その資格等を有する技術者が在籍しているものと扱います。

次のいずれかに該当する方はこの書類に必要事項を記入し、所定の添付書類をつけて入札参加資格審査申請時に提出してください。

- 経審総合評定値通知書の技術職員数が「0」となっている業種について申請する場合
- 経審総合評定値通知書の技術職員数以上の技術者を申請する場合（**経審基準日以後に雇用された方は対象としません**。経審の技術者名簿に記載されている技術者に限りません。）

（例）経審時点で1級土木と2級建築を持っている技術者を、土木と舗装の技術者として申請していた場合、その技術者は、経審結果通知書において建築の技術者数としてカウントされていない。→この様式と2級建築の資格がわかる書類を提出すれば、建築の技術者としてもカウントする。

業種	経審の人数	実際の人数(入札参加資格審査申請書受付日時点)
(例) 建築	0	1

添付書類（下記の両方）

- 経審申請書の「技術職員名簿」の写し（建設業指導室の受付印があるものに限ります。）【20005帳票】
- 「技術職員名簿」に記入のない資格を保有する場合で、その業種を希望する方は、当該資格が確認できる書類（監理技術者証 or 合格証 or 実務経験証明書など）